御所市地域商社機能構築調査業務委託プロポーザル実施要領

**1 趣旨**

この要領は、御所市の農業振興に関わり地域商社の効果と影響の調査を業務委託にて実施するための必要事項を定めるものである。

なお、委託事業者は今後の方向性を見出すものであり、多くの可能性を探る必要からホームページでの公募によるプロポーザルで選定する。

**2 業務の概要**

(1)名称 　　　　御所市地域商社機能構築調査業務委託

(2)業務内容 　　別紙の御所市地域商社機能構築調査業務委託仕様書 (以下「仕様書」という。)のとおり。ただし、契約時の仕様は選定された候補者の企画提案内容に応じて変更することがある。

(3)履行期限　　契約締結日の翌日から令和7年12月12日（金）まで

(4)見積限度額 ３，９３８，０００円 円(消費税及び地方消費税含む)

**4 担当部署** 　御所市産業建設部農林商工課農林係

　　　　　　　　　〒639-2298奈良県御所市1番地３

　　　　　　　　　電話：0745-62-3001（内線６１２）／FAX：0745-62-5425

E-mail:　nourin@city.gose.nara.jp

**５ 参加要件**

1. 単独法人、複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。
2. 単独法人又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
	1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
	2. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法同条第６号に規定する暴力団員若しくは暴力団準構成員、同法同条第１号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
	3. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
3. 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

①健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

②厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

1. 地方自治体と地域商社の設立を支援した業務に類似した実績を有すること。

(地方自治体との業務契約書の写しを提出すること)

(5) 本業務を一括で再委託しないものであること。

(6) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

**６．実施スケジュール**

本プロポーザルの実施スケジュールは次の通りとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 項　　　目 | 期　　　　日 | 備　　考 |
| １ | 公告（公募開始） | 令和７年５月２６日（月） | ホームページで公開 |
| ２ | 質問受付締切 | 令和７年５月３０日（金） | 電子メールで提出午後４時まで |
| ３ | 質問への回答 | 令和７年６月　３日（火） | ホームページで公開 |
| ４ | 参加表明の締切 | 令和７年６月　６日（金） | 持参又は郵送午後４時必着 |
| ５ | １次審査・通知 | 令和７年６月１０日（火） | 電子メールで通知 |
| ６ | 企画提案書等提出期間 | 令和７年６月１１日（水）～令和７年６月２７日（金） | 持参又は郵送午後４時必着 |
| ７ | 審査（プロポーザル） | 令和７年７月上旬（予定） |  |
| ８ | 審査結果の通知及び公表 | 令和７年７月上旬（予定） |  |

**７．質問の受付・回答**

質問は電子メールによる。

（１）提出様式：任意

（２）提出先：御所市産業建設部農林商工課農林係　メールアドレス「nourin@city.gose.nara.jp」

件名を「プロポーザル質問書の提出について」とすること。

（３）提出期限：令和7年5月30日（金）　午後４時まで

（４）回答方法：提出された質問に対する回答は、令和７年６月３日（火）に市ホームページで公開する。

**8. プロポーザルへの参加表明**

本プロポーザルへの参加の表明は、次の方法で提出すること。

（１）提出書類：参加表明書（様式１）

（２）提出先：御所市産業建設部農林商工課農林係

（３）提出期限：令和7年6月6日（金）　午後４時必着

（４）提出方法：持参又は郵送（簡易書留郵便に限る）持参の場合は、平日の午前9時から午後４時まで

（５）参加資格審査（１次審査）結果の通知

本プロポーザル参加資格の確認は、提出された書類により審査し、その結果を令和７年６月１０日（火）に申込者へ電子メールで通知するとともに、提案資格を有する者に対し、企画提案書の提出を依頼する。

**9 企画提案等の作成及び提出**

本プロポーザルに関する企画提案書等は、次の方法で提出すること。

(1)企画提案書の規格

①A4版縦とし、横書き、左綴じを標準とする。項数は8ページ以内で簡潔にまとめること。

(A3版による折込項の挿入は可とする。白黒・カラーどちらでも可。ただし、文字の大きさ等見やすさに留意すること。)

②提出書類等の言語は、日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成すること。

③両面複写は可とする。

④通しでページ番号を記入し、ファイル１冊に綴じること。

 (2)企画提案書の構成

企画提案書（任意様式）

別紙の「御所市地域商社機能構築調査業務委託仕様書」の業務内容を参照の上、企画提案書を作成し提出するものとする。

※企画提案書には、次の内容を記載すること。

1. 仕様書に記載された業務の基本的な考え方
2. 企画提案のポイント
3. 業務実施手法
4. 業務実施体制
5. 業務スケジュール
6. 会社概要

※当市が要求する以外に、有効な提案があれば自由に提案を求めます。

ただし、提案できるものは今回の事業費の範囲内とすること。

(3)　見積書

①見積書は、仕様書の内容をもとにそれぞれ内訳書を添付して提出すること。

②提出する見積金額が限度額を上回る提案は無効とする。

(4)　提出部数 企画提案書は前項(2)の①～⑥を一縛りとし原本1部、写5部、見積書は1部とする。

(5)　企画提案書等の提出期限

* 1. 提出期限：令和７年6月27日（金）　午後４時必着
	2. 提出方法：持参又は郵送（簡易書留郵便に限る）持参の場合、平日の午前9　時から午後４時まで
	3. 提出先：御所市産業建設部農林商工課農林係

（6）　その他
①手続きの無効

参加表明書、添付書類及び企画提案書が次の事項のいずれかに該当する場合は無効とする。

ア　提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ　指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ　虚偽の内容が記載されているもの。

1. 提案の辞退

参加申し込み後に、辞退する場合は文書にてその旨を通知すること。

**10　最良の提案者の選定方法と契約**

企画提案者から企画提案書に基づき企画内容とその考え方を聴取（ヒアリング）し、選定基準に従って採点の上、審査・評価を行い、審査票での順位点が最も高かった者を最良の提案をした者として選定し契約する。
(1)　本業務の契約候補者の選定を行うため、本市職員等により御所市地域商社機能構築調査業務委託プロポーザル選定委員会を設置しプレゼンテーション及びヒアリングの実施のうえ内容を総合的に判断し、「優先交渉者」及び「次点交渉者」を決定するものとする。

1. プレゼンテーションの日時及び場所は個別に通知する。
2. プレゼンテーション及びヒアリングの時間は30分とする。(説明20分、質疑10分)

(2)　審査結果は、後日、参加者全員に書面によって速やかに通知を行うものとする。

(3)　市は優先交渉者を本業務の受託候補者とし契約締結交渉を行う。

(4)　優先交渉者が本事業者選定後に契約締結交渉が不調となった場合次点交渉者と契約交渉を行う。

**11 評価基準等**

 審査項目及び評価は下記の基準により行うものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 評価項目 | 配点 |
| １）実現性 | 理解度(業務を理解してるのか)  | 10 |
| 具体性（提案は現実的で具体的であるか） | 10 |
| ２）説得力 | 説得力（資料、説明が積極的で説得力があるか） | 5 |
| ３）業務の工程 | 業務の手順は計画的になっているか | 5 |
| ４）会社実績 | 類似業務の実績は十分か | 5 |
| ５）実施体制 | 業務を適切に実施できる体制か | 5 |
| ６）ヒアリング | 説明力（質問への説明が具体的か） | 5 |
| ７）価格 | 見積金額は、企画提案内容に見合う金額か | 5 |

**12 その他留意事項**

(1)参加者が要した資料作成などの費用は、参加者の負担とする。

(2)定められた提出期限内に企画提案書等の提出がない場合や、プレゼンテーションに欠席した場合、または辞退の申し出があった場合は、当プロポーザルに参加する資格を失う。

(3)提出された企画提案書等は返却しない。なお、提出された企画提案書は、業務目的以外のものには使用しない。